

車両制限令の一部を改正する政令（案）及び  
車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令（案）  
について

平成31年2月12日  
国土交通省  
道路局

国土交通省では、別紙のとおり、車両制限令の一部を改正する政令（案）及び車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令（案）の制定を検討しています。このため、広く国民の皆様から政令案及び省令案に対するご意見を以下の要領で募集いたします。

<募集要領>

- 意見募集の対象
  - ・ 車両制限令の一部を改正する政令（案）及び車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令（案）について（別紙参照）
- 意見の送付方法  
下記の意見提出様式に記入の上、次のいずれかの方法で送付願います。
  1. 電子メールの場合（テキスト形式をお願いします）  
メールアドレス：hqt-rosei@ml.mlit.go.jp  
国土交通省道路局路政課 パブリックコメント担当 宛
  2. 郵送の場合  
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省道路局路政課 パブリックコメント担当 宛
  3. FAXの場合  
FAX番号：03-5253-1616  
国土交通省道路局路政課 パブリックコメント担当 宛
- 意見募集の期間  
平成31年2月12日（火）～平成31年3月10日（日）必着
- 注意事項
  - ※ 頂いたご意見につきましては、担当部局において取りまとめた上で、検討を行う際の資料とさせていただきます。ご意見に対して個別の回答はいたしかねますので、あらかじめその旨ご了承願います。
  - ※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話によるご意見の受付は対応いたしかねますので、あらかじめその旨ご承知おき下さい。
  - ※ 頂いたご意見の内容については、住所・電話番号・電子メールアドレスを除き公開される可能性がありますので、あらかじめその旨ご承知おき下さい。

[意見提出様式]

国土交通省道路局路政課 パブリックコメント担当 宛

車両制限令の一部を改正する政令（案）及び車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令（案）に対する意見

氏名：  
会社名／部署名：  
住所：  
電話番号：  
電子メールアドレス：  
意見：

【お問い合わせ先】国土交通省道路局路政課

03-5253-8111（内線37-333）

平成 3 1 年 2 月  
道 路 局**車両制限令の一部を改正する政令（案）及び  
車両の通行の許可の手続等を定める省令の一部を改正する省令（案）について****I. 背景**

近年、国際海上コンテナ運送が活発化しており、物流における国際競争力の強化の観点から、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が機動的に通行できる環境の整備が必要となっています。

他方、道路法等の一部を改正する法律（平成30年法律第6号）及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第280号）により、重要物流道路制度が創設され、重要物流道路に係る特別の構造基準が規定されたことにより、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行することができる環境が整いつつあります。

そこで、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がない道路については、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行できるよう、車両制限令等の一部を改正する必要があります。

また、これと併せて、緊急自動車等の特例に係る車両の指定及び限度超過車両の通行の許可の手続に関して、所要の改正を行う必要があります。

**II. 改正の概要**

## 1. 政令案関係

## (1) 車両制限令（昭和36年政令第265号）の一部改正関係

道路管理者が指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車について、車両の構造に応じた重量及び長さの最高限度を新たに規定することとします。

## (2) 高速自動車国道法施行令（昭和32年政令第205号）の一部改正関係

高速自動車国道の管理について、車両制限令の規定を適用する場合の技術的読替えを規定することとします。

## (3) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）の一部改正関係

機構及び会社等が行う道路の管理について、車両制限令の規定を適用する場合の技術的読替えを規定することとします。

## (4) その他

その他所要の改正を行うこととします。

## 2. 省令案関係

## (1) 車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）の一部改正関係

## ①国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車関係

道路管理者が指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車について、40フィート背高型の国際海上コンテナを運搬するものであること、ETC2.0車載器を搭載したものであること等とともに、総重量、軸重及び輪荷重の最高限度を規定することとします。

## ②緊急自動車等の特例に係る車両の指定関係

緊急自動車等の特例に係る車両の指定について所要の見直しを行うこととします。

③限度超過車両の通行の許可の手続関係

許可の申請書に添付しなければならない書類について、これらを省略させることができる場合として、他の方法によりその内容を確認することができる場合を追加することとします。

④その他

その他所要の改正を行うこととします。

**Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）**

公	布	平成31年3月
施	行	平成31年3月